

## ＜さぎん＞でんさいネットサービス 利用規定

### 第1章 総 則

#### （＜さぎん＞でんさいネットサービス）

**第1条** 「＜さぎん＞でんさいネットサービス」（以下「本サービス」といいます。）とは、株式会社佐賀銀行（以下「当行」といいます。）に対し、書面による所定の手続きおよび審査を完了したお客様（以下「利用者」といいます。）が、「さぎん法人インターネットバンキングサービス」の利用または書面による申込みにより、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます。）が取扱う電子記録債権（以下「でんさい」といいます。）の記録請求等を行うことができるサービスをいいます。

#### （関連規定の適用・準用）

**第2条** 本規定に定めのない事項については、当行、でんさいネットおよび利用者が順守する「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程（以下「規程」といいます。）」、「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則（以下「規程細則」といいます。）」および当行の普通預金規定、当座勘定規定、その他該当の預金規定、当座勘定貸越約定書、振込規定およびさぎん法人インターネットバンキングサービス規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては規程および規程細則が優先的に適用されるものとします。

#### （利用時間）

**第3条** 本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。利用時間は利用するサービスにより異なる場合があります。また、当行は利用者に事前に通知することなく利用時間を変更することができるものとします。

### 第2章 利用者

#### （でんさいネットの利用）

**第4条** でんさいネットは、本規定で定める場合を除き、利用者でなければ利用することができないものとします。利用者は、でんさいネットが当行との業務委託契約を解除する場合を除き、規程および規程細則に定めるほか本規定第3章で定めるところにより、当行を通じて、でんさいネットを利用するものとします。

#### （元利用者がでんさいネットを利用することができる場合）

**第5条** 利用契約を解約し、または解除された元利用者が、次に掲げる請求をする場合に限り利用することができるものとします。この場合において、当該元利用者は、当行所定の手数料を支払い、当行を通じて、でんさいネットに請求するものとします。

- 一 規程第54条で定める支払不能通知または取引停止通知により通知された支払不能情報の本人開示に係る請求
- 二 規程第57条で定める債権記録に記録されている事項の開示に係る請求
- 三 規程第59条で定める記録請求に際して提供された情報の開示に係る請求

#### (債権者利用限定特約等の申込の方法)

**第6条** 規程第14条第1項に規定する債権者利用限定特約または保証利用限定特約の申込は、利用者が当行に対して書面による利用申込書を提出する際に利用特約として申込むことができます。利用開始後に「債権者利用限定特約」または「保証利用限定特約」を申込む場合は、当行に対し、書面にて変更を届出るものとします。

#### (利用契約の解約の申出)

**第7条** 規程第15条第1項に規定する利用契約の解約の申出は、利用者が当行に対して書面により行うものとします。

#### (利用契約の解除に係る通知)

**第8条** 規程第16条第2項に規定するでんさいネットまたは当行による利用契約の解除に係る通知は、当該利用契約に係るすべてのでんさいが消滅した後に、当行より利用者にその旨の通知を記載した書面を発送した時に行われたものとし、でんさいネットまたは当行にて当該利用契約に係るすべてのでんさいの消滅を確認したときに効力を生じるものとします。

#### (死亡した利用者の地位を承継した旨の届出)

**第9条** 規程第17条第2項に規定する利用者の死亡により相続人等が利用者の地位を承継した旨の届出は相続人等の代表者が当行に対して書面により行うものとします。

2 前項の相続時利用継続の届出には、次に掲げる書類を添付するものとします。

- 一 戸籍（除籍）謄本、死亡証明書等、被相続人が死亡したことを証する書類
- 二 その他当行が指定する書類

#### (債務者利用停止措置の期間等)

**第10条** 利用者は、規程細則第10条第1項に定める債務者利用停止措置期間が経過した場合には、当行に対し、書面により債権者利用限定特約の解除について申し出ることができます。

#### (利用者登録事項の変更の届出等)

**第11条** 規程第19条第1項に規定する利用者登録事項の変更の届出は、利用者が当行に対して書面により行うものとします。

2 規程第19条第3項に規定する利用契約の地位を承継した旨の届出は、利用契約の地位を承継した者が当行に対して書面により行うものとします。

#### (破産手続開始等の届出)

**第12条** 規程第20条に規定する届出は、利用者が当行に対してその事実が分かる書類を提示して行うものとします。

### 第3章 電子記録通則

#### (電子記録の請求)

**第13条** 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、以下のとおり当行が定めるところにより、規程および規程細則に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項をでんさいネットに提供して行うものとします。

一 発生記録請求

発生記録請求の方法として、「債務者請求方式」と「債権者請求方式」の2つの方式を利用することができます。発生記録請求事項は規程および規程細則によるものとします。

## 二 謙渡記録請求

謙渡記録請求は、原則として謙受人になろうとする者を債権者、謙渡人を保証人とする保証記録請求を併せて行うこととします。謙渡記録請求における双方請求の方法は、発生記録請求の債務者請求方式にしたがうものとします。

## 三 保証記録請求

謙渡記録に随伴しない保証記録請求は、債権者から当行に行うこととし、保証記録の請求にあたっては、債務者の同意は要しないこととします。

2 前項の電子記録以外の電子記録の請求は、当行が定めるところにより、規程および規程細則に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項をでんさいネットに提供して行うものとします。

### (電子記録の請求の手続)

**第14条** 規程第22条第1項に規定する電子記録の請求の手続は、規程・規程細則に定めのない事項については、当行の定めによります。

### (利用者の申出による利用制限措置)

**第15条** 規程第22条第1項第9号に規定する申出は、利用者が当行に対して書面により行うものとします。

2 利用者は、規程第22条第1項第9号に規定する電子記録の請求制限に係る措置の解除の申出は、当行に対して書面により行うことができます。

3 当行は、前項の申出を受け付けた場合には、利用に係る審査を行い、規程第22条第1項第9号の電子記録の請求制限に係る措置を解除することができます。

4 当行は、前三項の規定にかかわらず、規程第22条第1項第9号に規定する申出を受け付けないことがあります。

### (電子記録の通知の方法等)

**第16条** 規程第25条第2項に規定する通知は、電子メールまたはFAXにより、利用者に行うものとします。

## 第4章 電子記録の請求および記録に関する事項

### (変更記録の請求の方法等)

**第17条** 規程第33条第1項に規定する変更記録の請求は、規程細則第23条に規定するところにより行うものとしますが、発生記録、発生記録に伴う信託の電子記録および発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の記録または規程細則第33条もしくは第34条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る、次に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者（信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者）または債務者の双方が当行に対してきぎん法人インターネットバンキングサービスまたは書面により行うことができます。ただし、窓口金融機関が当行でない場合は、その窓口金融機関の定めによります。

- 一 支払期日
- 二 支払金額
- 三 規程第30条第1項第8号に規定する事項
- 四 発生記録（発生記録に伴う信託の電子記録がなされている場合には、発生記録および信託記録）を削除する旨

### (電子記録の訂正および回復)

**第18条** 利用者は、自己の請求に係る電子記録について、規程第39条第1項に規定する事由があることを知った場合は、直ちに当行に対して通知するものとします。

## 第5章 でんさいの決済

### (口座間送金決済の方法)

**第19条** 規程細則第39条第1項に規定する振込みによる口座間送金に係る債務者口座からの債権金額の引き落しは、次に掲げる方法によります。

- 一 規程第41条に規定する決済情報の通知を当行が受けた際は、当該通知に係るでんさいの支払期日までに、決済情報に債務者口座として記載された口座（当該通知が発せられた後に当該通知に係るでんさいの債務者口座を変更する旨の変更記録がされ、かつ、当該通知に記載された債務者口座が解約等の事由により存在しない場合は、変更後の債務者口座）から、債権金額の引き落しをします。ただし、同一の日に当該でんさい以外の引き落しがある場合には、当行が定める順序により引き落しをするものとします。
- 二 債権金額の引き落しは、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手の提出なしに、債務者口座から自動的に引き落すものとします。

### (債権者または債務者からの口座間送金決済の中止の申出)

**第20条** 規程第44条第2号で規定する口座間送金決済の中止の申出は、債権者または債務者が当行に対して書面により行うものとします。ただし、債務者は、次に掲げる場合に限り、当該申出をすることができます。

- 一 口座間送金決済の中止について債権者の同意を得た場合
- 二 でんさいの支払いについて人的関係にもとづく抗弁を債権者に対抗することができる場合
- 三 債権者に関して破産手続開始の決定がされた場合または更生手続開始の決定がされた場合
- 四 債務者に関して破産手続開始の決定がされた場合または規程細則第12条第1項各号に掲げる事由に該当する場合

## 第6章 でんさいの支払不能処分制度

### (支払不能に関する異議申立)

**第21条** 第2号支払不能事由について異議申立をする債務者は、支払期日の前銀行営業日までに、申出の対象となった支払不能でんさいの債権金額相当額の金銭（以下「異議申立預託金」という。）を当行に預け入れたときに効力を生ずるものとします。ただし、規程細則に定める場合には、この限りではありません。

2 規程第50条第1項に規定する第2号支払不能事由についての異議申立および異議申立預託金の預け入れの手続は、債務者が当行に対して異議申立預託金を添えて書面により行うものとします。

### (異議申立の特例)

**第22条** 第2号支払不能事由が不正作出である場合には、債務者が当行に対して書面によりでんさいネットに対して、規程第50条第1項の異議申立に併せて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができるものとします。

## 第7章 電子記録の記録事項等の開示

### (債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等)

**第23条** 規程第57条第1項に規定する開示の請求で通常開示については、請求者は当行に対してさぎん法人インターネットバンキングサービスまたは書面により行います。

2 規程第57条第2項に規定する開示の方法で、通常開示については、さぎん法人インターネットバンキングサービスを利用した場合はさぎん法人インターネットバンキングサービスで、書面による申出の場合は書面にて請求者へ提供を行います。

### (記録請求に際して提供された情報の開示の請求の方法等)

**第24条** 規程第59条第1項に規定する開示の請求で、通常開示については、請求者は当行に対して書面により行います。

2 前項第1号に掲げる通常開示の請求は、当行に対し、次に掲げる情報を提供して行うものとします。

- 一 開示の請求をする者の情報
- 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報
- 三 特定債権情報の場合は記録番号、一定範囲の請求情報の場合はでんさい上の立場および請求日の範囲

3 規程第59条第2項に規定する開示の方法で通常開示については、書面にて請求者へ提供を行います。

## 第8章 手数料

### (手数料)

**第25条** 利用者は本サービスを利用するにあたり、当行所定の手数料を支払うものとします。手数料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手の提出なしに、利用者が事前に指定した手数料支払口座から所定の日に自動的に引き落します。

2 当行は手数料を、利用者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

## 第9章 免責

### (免責)

**第26条** 利用者がさぎん法人インターネットバンキングサービスにて本サービスを利用する場合は、さぎん法人インターネットバンキングサービス規定に準じて本人確認を行い、相違ないと認めて取扱いを行った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上